契約条項（案）

（総則）

第１条　発注者は、橋本図書館清掃業務（以下「業務」という。）を受注者に委託し、受注者はこれを受託するものとする。

（業務の実施）

第２条　受注者は発注者の定める「橋本図書館清掃業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づき、善良なる管理者としての責任をもって、業務の円滑化を図るものとする。

２　受注者は、仕様書に基づく記録及び報告書を作成し、月ごとに発注者に提出して確認を受けなければならない。

（現場責任者）

第３条　受注者は、業務の実施に際し現場責任者を定め、業務の指揮監督にあたらせるものとする。

（権利、義務の譲渡の禁止）

第４条　受注者は本契約によって生ずる権利又は義務を第三者に委任し、譲渡し、又は継承させてはならない。

（一括再委任の禁止）

第５条　受注者は、本契約について業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託させることができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得て業務の一部を第三者に委託する場合は、この限りではない。

２　受注者は、業務の一部を第三者に委託する場合には、その内容を明確にした文書を発注者に提出し、承認を得るとともに、当該第三者の行為のすべてについて責任を負うものとする。

（経費の負担）

第６条　業務に必要となる光熱水費及び機材、清掃用消耗品等の費用負担は仕様書に定めたとおりとする。

２　本契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

（無償貸与）

第７条　発注者は、受注者に対して業務に必要な従事者の休憩室、倉庫等を無償で貸与する。

（臨機の措置）

第８条　業務上、緊急の措置を要するものと認められるときは、発注者は受注者に対して、所要の臨機の措置をとることを求めることができる。この場合において、受注者は、そのとった措置について遅滞なく発注者に報告しなければならない。

２　前項の規定による措置を要し経費のうち、頭書きの契約金に含めることが不適当と認められる部分の経費については、発注者は、受注者と協議するものとする。

（契約の保証）

第９条　受注者は、本契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、以下４号における履行補償保険契約の締結をもって、契約の保証とする場合には、契約締結後、直ちに当該保険証券を発注者に寄託しなければならない。

（１）契約保証金の納付

（２）契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

（３）本契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行等、保証事業会社の保証

（４）本契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

２　前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(以下「保証の額」という。)は、契約期間における各年度の支払予定額（本契約締結後、契約金額に変更があった場合には、変更後の支払予定額とする。以下同じ。）のうち最大の額の１００分の１０以上とする。

３　契約金額に変更があった場合には、発注者は、契約期間における変更後の各年度の支払予定額のうち最大の額の１００分の１０以上に達するまで保証金額の増額を請求することができ、受注者は、保証金額の減額を請求することができるものとする。

（検査検収）

第１０条　受注者は、業務実施後、仕様書に基づく業務成果に関する書面による記録及び報告により、発注者の確認を受けなければならない。

２　前項の結果、業務の内容が仕様書に適合していないと発注者が認めた場合には、発注者は受注者に対し、その業務の手直しを命ずることができる。

３　発注者は、必要があると認めるときは、業務の実施状況について実地調査を行い、受注者に対して所要の報告、若しくは資料の提出を求め、必要な指示をすることができる。

（損害の賠償）

第１１条　受注者は、業務上、次の事項が発生したときは、発注者の責めに帰する理由による場合の他、その賠償責任を負わなければならない。

（１）業務不完全により、発注者に損害を与えたとき。

（２）発注者の財産をき損又は滅失したとき。

（３）発注者の職員又は図書館利用者等の第三者の身体に危害を及ぼし、又はその財産に損害を与えたとき。

２　天災その他の不可抗力によって、業務上損害が認められる場合において、受注者が善良なる管理者の注意を怠ったと認められるときは、発注者は、その損害額の全部又は一部を受注者に請求することができる。

（発注者の催告による解除権）

第１２条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときはこの限りでない。

（１）正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

（２）履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき又はこの契約の履行を怠ったとき。

２　発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

（発注者の催告によらない解除権）

第１３条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（１）この契約の履行について、不正行為をしたとき。

（２）受注者がこの契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（３）前各号に掲げる場合のほか、受注者がこの契約を履行せず、発注者が前条の催告をしても契約の目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

２　発注者は、前項の規定により、この契約を解除した場合において、受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第１４条　前２条の規定にかかわらず、発注者の責めに帰すべき事由により第１２条第１項第２号又は第１３条第１項第３号に規定する場合に該当したときは、発注者は、第１２条第１項又は第１３条第１項の規定による契約の解除をすることができない。

（契約が解除された場合等の違約金等）

第１５条　第１２条第１項又は第１３条第１項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、発注者に契約期間における各年度の支払予定額のうち最大の額の１００分の１０以上に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。その他返還等に要する費用は、発注者と受注者が協議して決定するものとする。

２　第１３条第１項の規定によりこの契約が解除された場合において、第９条の規定により、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

（受注者の催告による解除権）

第１６条　受注者は、発注者が法令又は本契約に違反し、その違反によって、この契約に基づく業務を完了することができなくなったときは、この契約を解除することができる。

２　前項の場合において、受注者に損害が生じたときは、受注者は、発注者に損害の賠償を請求することができる。この場合の損害賠償額、その他返還等に要する費用は、発注者と受注者が協議して決定するものとする。

（暴力団等排除に係る発注者の解除権）

第１７条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の責めを負わないものとする。

（１）受注者が個人である場合には、その者が相模原市暴力団排除条例（平成２３年相模原市条例第３１号。以下本条及び次条において「条例」という。）第２条第４号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められるとき、法人等（法人又は団体をいう。）である場合には、同条第５号に規定する暴力団経営支配法人等と認められるとき。

（２）受注者が、神奈川県暴力団排除条例（平成２２年神奈川県条例第７５号。以下本条において「県条例」という。）第２３条第１項に違反したと認められるとき。

（３）受注者が、県条例第２３条第２項に違反したと認められるとき。

（４）受注者が、条例第７条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの、又は受注者の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであると認められるとき。

２　前項の規定により、本契約が解除された場合においては、受注者は、発注者に契約期間における各年度の支払予定額のうち最大の額の１００分の１０以上に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

３　第１項の規定により本契約が解除された場合において、第９条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているとき、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第１８条　受注者は、本契約の履行に当たって、条例第２条第２号に定める暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等から不当介入を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに、所轄の警察署に通報し、捜査上必要な協力をしなければならない。

２　受注者は、不当介入を受けたことにより、履行期限に遅延等が生じるおそれがあるときは、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。

３　受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

４　受注者は、不当介入による被害により、履行期限に遅延等が生じるおそれがあるときは、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。

（法令の遵守）

第１９条　受注者は、関係法令を遵守し、信義に従い、誠実に本契約の失効を行わなければならない。また、権利の濫用や公序良俗に反する行為を行ってはならない。

２　受注者は、本業務にあたる受注者の従業員に対する雇用者及び使用者として、労働関係法令によるすべての責任を負うものとする。

（台帳）

第２０条　受注者は、相模原市公契約条例（平成２３年相模原市条例第２９号。以下「公契約条例」という。）第８条第１号に規定する台帳（以下「台帳」という。）を作成しなければならない。

２　受注者は、台帳の写しを発注者が指定する期日までに提出しなければならない。

（対象労働者への周知）

第２１条　受注者は、次に掲げる事項をこの契約に係る作業が行われる作業場の見やすい適切な場所に掲示、又は書面で交付することにより、公契約条例第６条に規定する対象労働者（以下「対象労働者」という。）に周知しなければならない。

（１）対象労働者の範囲

（２）公契約条例第６条に規定する労働報酬下限額

（３）公契約条例第９条の規定による申出をする場合の申出先

（４）公契約条例第９条の規定による申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならないこととされている旨

（対象労働者からの申出に対する対応）

第２２条　受注者は、対象労働者から公契約条例第９条の規定による申出があった場合は、誠実に対応するとともに、当該対象労働者が申出をしたことを理由に、当該対象労働者に対して解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならない。

（労働報酬の支払い）

第２３条　受注者は、対象労働者に労働報酬が支払われるべき日において、支払われるべき当該労働報酬が支払われていない場合にあっては公契約条例第８条第５号に規定する基準額（以下「基準額」という。）を、支払われた当該労働報酬の額が基準額を下回る場合にあってはその差額を、当該日から起算して１４日を経過する日までに、当該対象労働者が受け取ることができるようにしなければならない。ただし、当該基準額又は当該差額のうち当該対象労働者に支払われないことに正当な理由があると認められる部分については、この限りでない。

（立入調査等）

第２４条　受注者は、公契約条例第１０条第１項の規定による報告若しくは資料の提出の求め又は立入調査に応じなければならない。

（是正措置）

第２５条　受注者は、公契約条例第１０条第１項又は第２項の規定による報告若しくは資料の提出又は立入調査の結果、受注者が第２３条から前条までに定める事項に違反していると発注者が認め、当該違反を是正するための措置を講ずるよう求められた場合は、速やかに当該措置を講ずるとともに、その内容を発注者が指定する期日までに報告しなければならない。

（公表）

第２６条　発注者は、第２３条から前条までに規定する事項に重大な違反が判明した場合は、公契約条例第８条第９号に定める事項を公表することができる。

（発注者の解除権の特則）

第２７条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じたとしても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

（１）受注者が、公契約条例第１０条第１項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

（２）受注者が、第２８条に規定する是正の措置を講じず、若しくは報告をせず、又は虚偽の報告をした場合

２　前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、発注者に契約期間における各年度の支払予定額のうち最大の額の１００分の１０以上に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

３　前項の場合において、第７条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

（遅延利息の徴収）

第２８条　受注者の責めに帰する事由により、受注者が本契約に基づく違約金を指定の期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に、その期限の翌日から支払いの日まで年２．５％の割合で算出した遅延利息金を徴収する。

２　発注者の責めに帰すべき事由により、発注者が頭書に定める期間内に業務委託料を支払わないときは、受注者は、その支払わない額に、その期限の翌日から支払いの日まで年２．５％の割合で算出した遅延利息金を請求することができる。

３　受注者の責めに帰する事由により、受注者が本契約業務の履行までに委託業務を完了することができない場合において、履行期限後に完了する見込みがあると認めたときは、発注者は、延滞金を徴収して、履行期限を延長することができる。この場合において、延滞金は、契約金額に対して、延長日数に応じ年２．５％の割合で算出した金額とする。

（守秘義務）

第２９条　受注者は、本契約の履行により知り得た一切の情報を第三者に提供若しくは漏えいし、又は本契約の履行以外の目的に使用してはならない。契約期間満了後又は契約解除後においても同様とする。

２　受注者は、業務を実施するため個人情報を取り扱う場合は、「個人情報保護に関する特記事項」に掲げる事項を遵守しなければならない。

（環境配慮事項）

第３０条　受注者は、次の環境配慮事項に留意して、業務を実施すること。

（１）業務の実施においては、「相模原市環境方針」の趣旨を踏まえ、省資源、省エネルギーに取り組む等、環境への負荷の低減を図るとともに、閑居関連法令の規則等を遵守すること。

（２）発注者への提出書類及び添付書類については、原則として再生紙を使用すること。

（３）業務実施時に車両を使用する場合は、アイドリングストップの実施を徹底し、他社に運搬等を委託する場合においても、アイドリングストップの実施を周知するよう努めること。

（４）業務の実施においては、廃棄物の減量化、資源化に取り組むとともに、廃棄物のあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等、関連法令等を遵守し、適正に処理すること。

（疑義の解決）

第３１条　本契約に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度、発注者と受注者で協議し、定めるものとする。